

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)「企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）」に積極的に取り組みます。以下、具体施策です。

① 六次産業視点での特産品（自社商品）造り

「近江屋ながおか」は、近江商人の商売理念である「三方よし（地域によし、買い手によし、売り手によし）」をモットーに、1911年（明治44年）より酒類の小売・卸業を中心に代々事業を営んできました。その中でも、六次産業視点での商品（特産品：伝統野菜「せいた芋」を使った本格焼酎「芋大明神」など）の企画・販売は、地元農家や製造業者など関わるサプライヤーを大切に、原料の調達や製品の製造、販路の拡大に努めています。今後も、地域産業の発展や維持のためにも各種サプライチェーン（一次産業者、二次産業社、三次産業者）とも連携しながら、それぞれの存在や事業に経緯と配慮がある「三方よし」の事業運営を継続します。

② 相互バリューを意識した事業連携と開発

自社製品の開発および販売促進活動等に関して、外部パートナーと連携し、事業設計および運営を行います。そのことにより、外部の知識を取り込むだけでなく、自社の資源やノウハウ、ネットワークを外部に共有（酒類の小売支援、免許取得サポートなど）し、事業を継続していきます。他者との差別化やマーケティングトレンドの変動が多い中で、ベンチャーや新規参入者等へのオープンマインドな事業スタンスを徹底することで、時代にあったマーケティング活動の実行、協業者への連携メリットの提供、双方の事業の最大化等に繋げ、成長性と付加価値のある事業連携や双方の事業安定を目指した運営基盤の構築を目指します。

③ デジタルサービスの強化とテレワーク推進など

SNS や EC でのマーケティング活動、オンライン決済や情報管理を強化することにより、働く場所や対面に捉われない事業展開を可能にし、連携者の幅を広げ、業務をスムーズかつ効率的に実施できるようにします。具体的には、デジタル中心のサービスに重きを置き、クラウドワークスなども活用してフリーランスや子育て世代（在宅勤務）、海外在住のスタッフとの協業機会も増やします。また、各種インフラをデジタル化することにより、情報へのアクセスや販売チャネルのポータブル性を高めます。また、これらを関連事業者へも推進・導入サポート（マニュアルの提供など）し、新しい時代に最適化された共存共栄できる業務環境を推進します。

④ 国内に捉われない事業の展開、文化発信活動への貢献

「日本の伝統的な酒造り」はユネスコ無形文化遺産にも認定され、国内外から高い評価と注目を集めています。伝統的な酒造りに準じて作られた自社商品「本格焼酎 芋大明神」を含む国産酒類の海外販路の開拓を通して、日本の伝統文化や国産酒類の価値を国内外に届ける事業者や

団体との連携機会を強化します。その為にも、ジェトロ山梨の輸出プロモーター事業の認定を受け、国産酒類の価値やその文化を国内外に発信していきます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、個人事業主（小規模事業者）であることを劣勢に捉えず、取引先には自社の強みや付加価値を丁寧に説明し、双方にとって有益な事業連携を行います。同様に、小規模事業者や個人事業者に対しても、敬意と配慮のある協業を行います。

3. その他（任意記載）

直接の取引先だけでなく、六次産業視点で、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定や製品開発、ブランド構築を行います。それらがサプライチェーンの方々はもちろん、消費者や顧客にも伝わり、これらが企業価値の向上にも繋がるような広報活動も行っています。

2026年1月23日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

近江屋ながおか

代表・長岡賢伍

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。